

地域福祉活動活性化事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人富山市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第2条第3号の規定に基づき、誰もが住みなれた地域で安心して生きがいを持って生活できる福祉のまちづくりをすすめるため、地区・校下社会福祉協議会に対する地域福祉活動活性化事業助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 助成金交付の対象となる事業は次のとおりとする。

- 1 別表に定める事業
- 2 その他特に協議会長が認める事業

(対象経費)

第3条 前条の事業を実施するための経費で、次の各号に掲げる経費とする。

- 1 講師等への謝礼及び旅費
- 2 会議費
- 3 印刷製本費
- 4 通信運搬費
- 5 機材器具等の借上料
- 6 消耗品費
- 7 その他特に協議会長が必要と認める経費

(助成金額)

第4条 協議会長は、予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、活動ごとの助成額は別表のとおりとする。

(助成金交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、地域福祉活動活性化事業助成金交付申請書（様式第1号の1・様式第1号の2・様式第1号の3）により、協議会長に申請する。

(交付の決定)

第6条 協議会長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査等により助成金を交付すべきものと認めるときは、地域福祉活動活性化事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、事業完了後速やかに、地域福祉活動活性化事業助成金実績報告書（様式第3号の1・様式第3号の2・様式第3号の3）により、協議会長に対して実績を報告しなければならない。

(助成金の返還)

第8条 地域福祉活動活性化事業の完了に伴い、すでに交付した助成金に余剰金が生じた場合には、その全額を協議会長に返還しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は協議会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

この要綱は、平成26年 4月 1日から施行する。